

京都市と畜場法取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、と畜場法の円滑な施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「法」とはと畜場法（昭和28年法律第114号）を、「令」とはと畜場法施行令（昭和28年政令第216号）をいう。

(と畜場の設置の許可)

第3条 法第4条第2項の規定による許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書（第1号様式）を医療衛生企画課に提出するものとする。

2 医療衛生企画課は、前項の申請書を受理したときは、一般と畜場設置許可申請手数料又は簡易と畜場設置許可申請手数料を徴収する。

3 医療衛生企画課は、許可又は不許可の決定を行ったときは、速やかに許可申請者に対し、許可書又は不許可書を交付する。

(構造設備等変更届)

第4条 法第4条第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、構造設備等変更届（第2号様式）を医療衛生企画課に提出するものとする。

(と畜場の設置者又は管理者が講ずべき衛生措置)

第5条 法第6条に規定するその他公衆衛生上必要な措置については、次の事項等を指導するものとする。

- (1) 場内にと畜場関係者以外の者の立入を禁止する外に、犬猫等の侵入を防止すること。
- (2) と畜業者、獣畜のとさつ又は解体を行う者及び公務上立入る者の外、みだりに処理室に出入させないこと。
- (3) 食肉運搬用器は、清潔で衛生的なものでなければと畜場に搬入させないこと。

(衛生管理責任者)

第6条 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の届出をしようとする者と畜場の設置者又は管理者は、衛生管理責任者設置・変更届（第3号様式）を医療衛生企画課に提出するものとする。

(と畜業者等が講ずべき衛生措置)

第7条 法第9条に規定するその他公衆衛生上必要な措置については、次の事項等を指導するものとする。

- (1) 被服は常に清潔なものであること。
- (2) 身体は常に清潔にし、感染性疾患にかかっている者を作業に従事させないこと。

(3) 作業場に汚水汚物を停滞させないこと。

(作業衛生責任者)

第8条 法第10条第2項の規定による作業衛生責任者の届出をしようとする者等は、作業衛生責任者設置・変更届（第4号様式）を医療衛生企画課に提出するものとする。

(と畜場使用料及びとさつ解体料の認可)

第9条 法第12条第1項の規定による認可を受けようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書（第5号様式）にと畜場使用料又はとさつ解体料の額の算出の参考となるべき書類を添えて、医療衛生企画課に提出するものとする。

2 京都市と畜場条例第3条第1項の規定により承認を受けた者が、とさつ解体料の認可を受けようとするときは、あらかじめ中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）において事前審査を受けるものとする。

3 前項に基づく申請が認可されたときは、医療衛生企画課は速やかに第二市場にその旨を連絡する。

4 京都市と畜場におけると畜場使用料についての市会議案は保健福祉局長に合議する。

(自家用とさつ届)

第10条 法第13条第1項第1号の規定によりとさつしようとする者は、自家用とさつ届（第6号様式）に、とさつしようとする獣畜の診断書を添えて、医療衛生企画課に提出するものとする。なお、届出時に公衆衛生上支障があると認めるときは、と畜場においてとさつ及び解体させるよう指導するものとする。

(と畜場以外の場所でのとさつの許可)

第11条 令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所でのとさつについては、原則として認めず、と畜場においてとさつ又は解体させるものとする。

(と畜場の廃止届)

第12条 法第4条第1項の規定によりと畜場の設置の認可を受けた者が、と畜場を廃止しようとするときには、と畜場廃止届（第7号様式）を医療衛生企画課に提出するものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年9月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

第 1 号様式（第 3 関係）

と畜場設置許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 申請者の生年月日 年 月 日生

と畜場法第 4 条第 2 項の規定により、と畜場設置の許可を申請します。		
と畜場	名 称	
	所 在 地	
	一般又は簡易の別	
	開始予定年月日	
処理する獣畜の種類及びその一日当たりの頭数		
構 造 設 備 の 概 要		
食肉の取引を行おうとする場合は、その概要		

注 添付書類

- 1 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し
- 2 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載した書類
- 3 敷地面積、建物の平面図及び構造仕様書
- 4 設備器具の名称、材質、規格、個数、設計図及び配置図
- 5 付近の見取図

構造設備等変更届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

と畜場法第 4 条第 3 項の規定により、と畜場の構造設備等の変更について届け出ます。		
と畜場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	
変 更 事 項 及 び 内 容		
変 更 理 由		

注 添付書類
変更事項を明らかにする関係書類

衛生管理責任者 設置 変更 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

☐ 設置 ☐ 変更		
と畜場法第7条第6項の規定により、衛生管理責任者の ☐ 設置 ☐ 変更 について届け出ます。		
と 畜 場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
衛生管理 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日生
	資 格 等 の 種 別	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号
	前 任 者 の 氏 名	
設 置 ・ 変 更 年 月 日		年 月 日

- 注 1 該当する□には√印を記入してください。
- 2 衛生管理責任者の前任者の氏名の欄は、衛生管理責任者を変更した場合にのみ記入してください。
- 3 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付してください。

第4号様式（第8関係）

設置
変更
届
作業衛生責任者

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

☐ 設置 ☐ 変更		
と畜場法第10条第2項の規定により、作業衛生責任者の について届け出ます。		
と 畜 場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
作 業 衛 生 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日生
	資 格 等 の 種 別	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 と畜場法第7条第5項 に該当する者
	前 任 者 の 氏 名	
設 置 ・ 変 更 年 月 日		年 月 日

- 注 1 該当する□には√印を記入してください。
- 2 作業衛生責任者の前任者の氏名の欄は、作業衛生責任者を変更した場合にのみ記入してください。
- 3 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項の規定により読み替えて準用されると畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付してください。

と畜場使用料
とさつ解体料 認可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

と畜場法第12条第1項の規定により、 ☐ と畜場使用料 ☐ 新設 ☐ とさつ解体料 の ☐ 変更 の認可を申請します。				
と畜場	名 称			
	所 在 地			
と 畜 場 使 用 料 又 は と さ つ 解 体 料		区 分	申請の額	現行の額
			円	円

第6号様式（第10関係）

自家用とさつ届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
申請者の職業	申請者の生年月日 年 月 日生

と畜場法第13条第1項第1号の規定により、自家用とさつについて次のとおり届け出ます。		
とさつしようとする日時		年 月 日 時 分
とさつ又は解体しようとする場所及び周囲の概要		
獣 畜	種 類	
	性 別	
	年齢 （不明のときは推定年齢）	
	特 徴	
	重 量	
食用に供する者の範囲	住 所	
	氏 名	
自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量		
肉、内臓等の取扱方法		
汚物の処理方法		

と畜場廃止届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

と畜場を廃止するので届け出ます。		
と畜場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	
廃 止 予 定 年 月 日		
廃 止 の 理 由		